

複数の者に対する行政指導個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	建設局総務部管理課（06-6615-6678）
処分課（担当）名	同上
行政指導の名称	屋外広告物に係る指導（広告物景観形成地区）
関連する 他局の名称	—
概要	都市景観の調和を図り、地域特性に応じた広告物の誘導や規制の強化、緩和を図るため、大阪市屋外広告物条例に基づき、定められた地区における広告物についての基本計画を定めています。
根拠となる要綱等	屋外広告物法第4条 大阪市屋外広告物条例第6条の2（昭和31年10月1日 条例第39号） （ http://www2.city.osaka.jp/reiki/reiki.html ）
行政指導指針	○広告物景観形成地区は、次の指定地区に面する敷地内に掲出される広告物について、都市景観の調和を図り、地域特性に応じた広告物の誘導や規制の強化、緩和を図るため別紙のとおり地区ごとの基本計画を定めています。指定地区に屋外広告物の設置を予定している方は、事前に建設局総務部管理課と協議のうえ許可申請を行ってください。 ○基本計画については、別添①～②のとおりです。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000372127.html
備考	

①

【長堀通広告物景観形成地区】

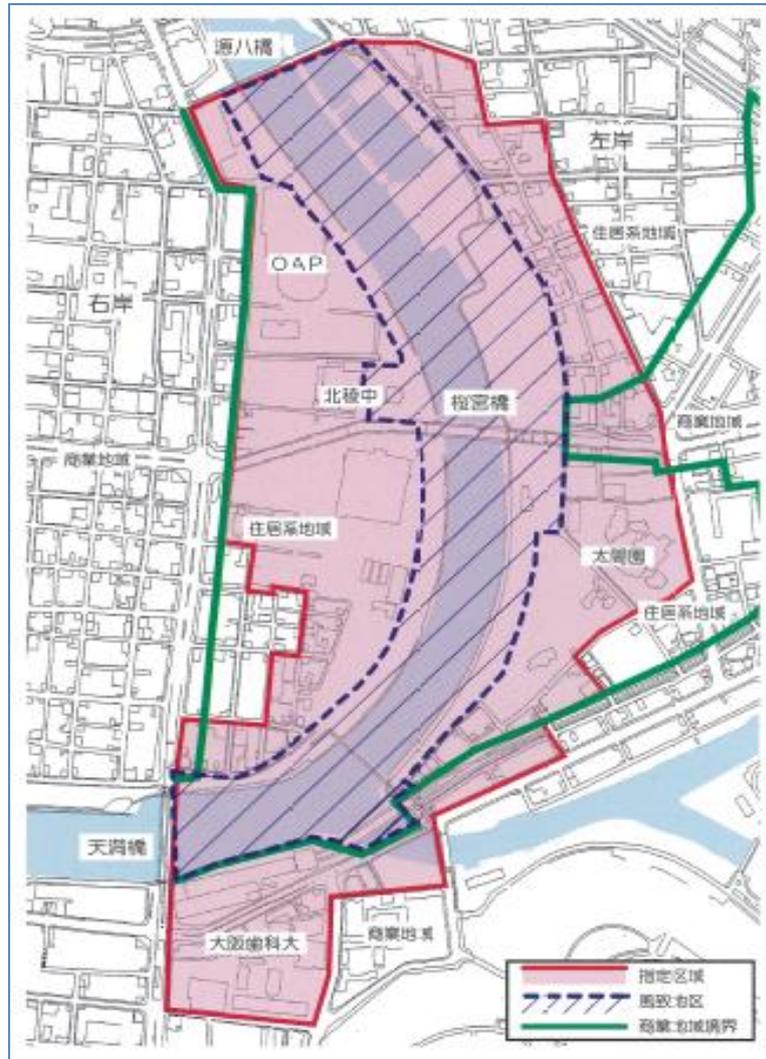


長堀通の広告物景観形成（許可・誘導）の基準

	許可基準（商工業地域）		誘導基準
	現行	地区指定後	
地上塔	広告物の高さは20m以下	現行 どおり	意匠は店舗イメージを表現した美しく洗練された 広告デザインとする
地上板	広告物の高さは5m以下	現行 どおり	意匠は店舗イメージを表現した美しく洗練された 広告デザインとする
低層部 壁面広告物		現行 どおり	意匠は店舗イメージを表現した美しく洗練された 広告デザインとする
中高層部 壁面広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1 広告物の大きさ 取り付ける壁面の面積の 1/3以下 2 形態 窓または開口部を塞がない 壁面の端から突き出さない 	現行 どおり	<ol style="list-style-type: none"> 1 意匠 広告物の文字は表示方法やデザインを工夫する 建物の上階では最小限の表示とする 2 広告物の大きさ 取り付ける壁面の面積の1/10以下 3 位置 取り付ける壁面に複数の広告を設置するときは 秩序化を図る 4 色彩 地色は原則として低彩度色とし、高彩度色は アクセントとして使用する
突出看板	<ol style="list-style-type: none"> 1 形態 厚さ30cm以下 平板または単純な箱型 上端は取付壁面の高さを 超えない 2 設置位置 (歩道幅員4m未満) 路面からの高さ 2.5m以上 道路への突出幅 1m以内 (歩道幅員4m以上) 路面からの高さ 2.5m以上 道路への突出幅 1.5m以内 	現行 どおり	<ol style="list-style-type: none"> 1 意匠 (中高層部) 表示内容はビル名・店舗名・業務内容を基本と する (低層部) 店舗イメージを表現した美しく洗練された 広告デザインとする 2 形態 (中高層部) できる限り集合化を図る 3 色彩 (中高層部) 地色は原則として低彩度色とし、高彩度色は アクセントとして使用する 建物外壁色との調和を図る
屋上塔 屋上板	<ol style="list-style-type: none"> 1 広告物の高さ 建築物の高さの2/3以下 2 形態 屋上の側端から後退した位置 に設置すること 3 その他 設置する建築物は木造でない こと 	現行 どおり	<ol style="list-style-type: none"> 1 意匠 広告物の文字は表示方法やデザインに工夫する 2 形態 建物のプロポーションにあった形を心がける 広告物の支柱や機器の目隠しに配慮する 建物の屋上から高さ12m以内とする 2 色彩 地色は原則として低彩度色とし、高彩度色は アクセントとして使用する

②

【大川広告物景観形成地区】



大川地区の広告物景観形成（許可・誘導）の基準

1 住居系地域

（第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域、工業地域、準工業地域を総称する）

	許可基準		誘導基準	
	現行	地区指定後		
		形状・大きさ		色彩・デザイン
屋上塔 屋上板	1 建築物の高さの2/3以下 2 屋上塔、屋上板は屋上の側端より後退した位置に設置すること 3 屋上塔、屋上板を設置する建築物は木造でないこと	1 建築物の高さの2/3以下、ただし高さ10m以下とする 2・3 現行どおり 4 7㎡以上の媒体広告物は禁止とする 5 建物のプロポーションに釣り合った形を心がける 6 広告物の支柱や機器の目隠しに配慮する	1 基調色※は建物外壁色と同系色とする。 2 デザインは住居地域として暖かみのある水辺景観形成にふさわしいものとし、色彩は基調色に釣りあう低彩度の強調色※を付加して緑との調和を図り、風致地区の特性を活かすものとする。 3 広告照明（ネオン表示も含む）は夜間でも魅力的なまちづくりに寄与するデザインを工夫する。ただし、風致地区のイメージを損ねない雰囲気とし、点滅はさせない。	
壁面 広告物	1 表示面積は、取り付ける壁面の面積の1/3以下 2 壁面の端から突き出さないこと 3 窓または開口部を塞がないこと	1 取り付ける壁面の面積の1/10以下とする 2・3 現行どおり		
地上塔	広告物の高さは10m以下	現行どおり		
地上板	広告板の高さは5m以下			
突出看板	道路上空に突き出す場合 1 設置位置 （歩道幅員4m以上の場合） 路面の高さ 2.5m以上 突出幅 1.5m以内 （歩道幅員4m未満） 路面の高さ 2.5m以上 突出幅 1.0m以内 （歩道がない場合） 路面の高さ 4.5m以上 突出幅 1.0m以内 2 形態 厚さ30cm以内 平板または箱型 上端は取り付け壁面の高さを超えない			

※ 基調色：建築物や構造物に広く全般的に用いられ景観の“地”となる色彩

強調色：少量で部分的であるが、地域の特色をより強く表現し色彩景観の“図”となる色彩

（「大阪市色彩景観計画ガイドブック」（平成8年6月、大阪市計画局計画部地域計画課（現 都市計画局開発調整部開発誘導課）発行）より

2 商業地域

	許可基準			誘導基準
	現行	地区指定後		
		形状・大きさ	色彩・デザイン	
屋上塔 屋上板	1 建築物の高さの2/3以下 2 屋上塔、屋上板は屋上の側端より後退した位置に設置すること 3 屋上塔、屋上板を設置する建築物は木造でないこと	1 建築物の高さの2/3以下、ただし高さ12m以下とする 2・3 現行どおり 4 7㎡以上の媒体広告物は禁止とする 5 建物のプロポーシオンに釣り合った形を心がける 6 広告物の支柱や機器の目隠しに配慮する	1 基調色※は建物外壁色と同系色とする。 2 デザインは商業地域として都会的な水辺景観形成にふさわしいものとし、色彩は基調色に釣りあう低彩度の強調色※を付加して緑との調和を図り、風致地区の特性を活かすものとする。 3 広告照明（ネオン表示も含む）は夜間でも魅力的なまちづくりに寄与するデザインを工夫する。ただし、風致地区のイメージを損ねない雰囲気とし、点滅はさせない。	魅力的な夜間景観の形成に寄与するため、夜間の広告照明（ネオン表示も含む）の設置に努める。
壁面 広告物	1 表示面積は、取り付ける壁面の面積の1/3以下 2 壁面の端から突き出さないこと 3 窓または開口部を塞がないこと	1 取り付ける壁面の面積の1/10以下とする 2・3 現行どおり		
地上塔	広告物の高さは20m以下	現行どおり		
地上板	広告板の高さは5m以下			
突出看板	道路上空に突き出す場合 1 設置位置 （歩道幅員4m以上の場合） 路面の高さ 2.5m以上 突出幅 1.5m以内 （歩道幅員4m未満） 路面の高さ 2.5m以上 突出幅 1.0m以内 （歩道がない場合） 路面の高さ 4.5m以上 突出幅 1.0m以内 2 形態 厚さ30cm以内 平板または箱型 上端は取り付け壁面の高さを超えない	現行どおり		

※ 基調色：建築物や構造物に広く全般的に用いられ景観の“地”となる色彩

強調色：少量で部分的であるが、地域の特色をより強く表現し色彩景観の“図”となる色彩

（「大阪市色彩景観計画ガイドブック」（平成8年6月、大阪市計画局計画部地域計画課（現 都市計画局開発調整部開発誘導課）

発行）より